

香川地方最低賃金審議会
 第3回 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業
 最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和5年10月10日 10時00分～11時30分		
開催場所	香川労働局 第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について (金額審議)		
議事要旨	<p>1 金額審議について</p> <p>労働者側：第1回提示額 1,049円(46円引上げ) 根拠：前回提示額と変わらず。全国の特定最低賃金の改正状況がプラス42円、プラス41円というのが8割、9割といった状況で、そこに引っ張られるという意味ではないが、地域別最低賃金との乖離は避けたい。</p> <p>労働者側：第2回提示額 1,048円(45円引上げ) 根拠：基幹労連の2023春闘の企業内最低賃金18万円を165時間で除すと時間単価は1,090円となり、現在の特定最低賃金額との差は87円となる。87円の差を2年で追いつこうとすると1年で43.5円となるので、四捨五入して44円となり、これに歩み寄りでプラス1円でプラス45円とした。</p> <p>使用者側：第1回提示額 1,031円(28円引上げ) 根拠：今年の賃上げで、大手5社を除く22社のうち下位10社の平均を取ると2.7%となる。1,003円に2.7%をかけると27.08円となり、端数を切り上げてプラス28円とした。</p> <p>使用者側：第2回提示額 1,033円(30円引上げ) 根拠：昨年の地域別最低賃金の引き上げ額が30円で、船舶の引き上げ額が23円なので、地域別最低賃金に対して特定最低賃金は76.7%の比率であるので、この比率を今年の地域別最低賃金の引き上げ額40円にかけると30.68円となり、端数を切り捨ててプラス30円とした。地域別最低賃金より特定最低賃金の水準がかなり高く、よそと比べても相当高い水準であり、地域別最低賃金ありきの40円は絶対に譲れず、40円未満と主張。</p> <p>労働者側、使用者側共にこれ以上の歩み寄りの様子が見えないため、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなった。</p> <p>第4回専門部会は、令和5年11月2日15時15分から開催することを確認した。</p>		